

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第28回 太平洋戦争・臨戦態勢・敗戦〈その2〉

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会座長 三澤 英嗣 (48期)

昭和12年から始まった日中戦争が長期化し、太平洋戦争が始まる中で、当会も戦時体制に加速していく。

### 1 役員選挙制の廃止

当会は、昭和16年2月5日の臨時総会で、新体制のために、①機構改革と②役員選挙の廃止を審議した。

①機構改革では、8理事をもって構成し、会務を5部に分け、常務委員約35人を各部に配属して会務の執行を行うこととし、各種委員会は廃止、総会の権限を大幅に常議員会に移譲しようとするものであった。

また、②役員選任方法を、投票による選挙ではなく、元会長・前会長と、現理事者、常議員会が選任した同数の常議員をもって構成する銓衡委員会の銓衡によって、役員及び常議員を会長が選任することが提案された。

この原案に対しては、批判的な意見が続出し、2月5日の総会では決まらず、2月13日、再度臨時総会が開催された。会長から修正案が出されたものの、再び、議論は紛糾したが、結局のところ、役員は銓衡委員会の銓衡により会長が選任するものとし、銓衡委員会は、「現理事」と「常議員会が選任する30人」をもって構成することで決まった。

なお、昭和17年度から、銓衡によって役員が選任されるようになったが、その後、強力な翼賛体制的な会務運営に対する批判が強まり、昭和20年度からは、再び役員公選制に戻っている。

### 2 大日本弁護士報国会の結成

司法戦時体制確立のための大日本弁護士会を設立するという案は、難航し続けた。

しかし、昭和19年1月22日の臨時総会において、「司法戦時体制確立委員会の経過報告の件」が報告され、名称については、翼賛的な意味を取り入れた方がよいということから、「報国会」と改め可決された。

昭和19年2月17日、総動員体制の一環を目指して

全国の弁護士を単一会に結集組織した大日本弁護士報国会の結成式が挙行された。なお、不参加を表明した第一東京弁護士会は除外された。

その一方で、明治29年以来続いた日本弁護士協会は、昭和19年4月26日をもって解散した。

### 3 戦時非常措置例と勤労報国隊

昭和18年2月28日、全国司法官会同が開かれ、東條首相は、「勝利ナクシテハ司法権ノ独立モアリ得ナイ」と訓示した（細野広島控訴院長は、帝国憲法を盾にこれに異を唱えた）。

ところで、当会は、同年4月18日の常議員会、5月31日の臨時総会で、総会及び常議員会の運営について、非常事態措置を中心とする戦時非常措置例を満場一致で可決した。

昭和18年10月には学徒出陣壮行会が行われ、都市疎開の開始もあり、訴訟事件が激減し、廃業に至る者も出てきた。

また、当会は、東弁勤労報国隊を組織し、汐留駅滞貨整理等の作業を行った。

### 4 空襲・職域義勇隊・敗戦

理事者日誌によれば、昭和19年11月29日、12月13日、昭和20年3月10日、4月14日、4月16日と、空襲等の記載がある。3月10日は、いわゆる東京大空襲である。

昭和20年5月19日、常議員会で職域国民義勇隊組織に関する件を可決し、組織編成が行われたが、東京都は、これを認可しなかった。

8月6日広島に原爆投下、同月8日ソ連参戦、同月9日長崎に原爆投下と続き、敗戦。

8月15日の理事者日誌には、定例常議員会開催、平和克復ニ関スル大詔渙発ニ付報告並ニ協議

との記載があるのみである。